

指定介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務委託Q&A

	掲載日	区分	質問	回答
1	R3.7.1	①委託要件について	前回認定が要介護で、現在、要支援で包括が担当している場合、包括が利用者の状態をしっかりと把握できていると思うが委託の対象にならないか。	今回の業務委託は利用者の負担軽減を主眼とすることから、認定切り替えのタイミングのみ委託可とします。 ただし、同居家族等に要介護の認定を受けている方がいる場合については、認定切り替えのタイミングによらず、委託できることとします。
2	R3.7.1	①委託要件について	委託要件に該当する場合、全てのケースについて委託できるということでしょうか。	委託要件に該当したうえで、利用者が委託について同意し、事業者が受け入れ可能ということであれば、委託できることとなります。
3	R3.7.1	①委託要件について	委託先が前回担当していた事業者であれば、ケアマネは前回の担当者でなくてもよいでしょうか。	今回の業務委託は利用者の負担軽減を主眼とすることから、原則的には、前回の担当ケアマネに引き続き担当させていただきたいと思えます。しかし、継続して担当できない事由（退職、件数との兼ね合い等）があれば、同事業所内の他ケアマネが担当することも可とします。
4	R3.7.1	①委託要件について	5年以内に包括が担当していた実績はあるが、担当していた職員が異動等で不在の場合でも委託は可能か。	以前の担当職員が不在であっても、記録やケアプラン等の本人情報は包括内で共有できることから委託可とします。
5	R3.7.1	①委託要件について	同居家族に要介護の利用者がいる場合の委託について、包括が担当している利用者が事業対象者でも委託可能か。	委託できません。委託可能な利用者は要支援認定者に限ります。
6	R3.7.1	①委託要件について	同居家族に要介護の利用者がいる場合の委託について、委託途中で要介護の利用者が亡くなられた場合でもそのまま委託は継続されるか。	本人や家族が希望すれば継続可能です。次回の介護認定更新で再度要支援となった場合でも同様に委託可能です。

	掲載日	区分	質問	回答
7	R3.7.1	①委託要件について	夫婦の一人が要支援で包括が担当。もう一人が要支援（包括担当歴あり）→要介護→要支援となった場合、介護認定は夫婦とも要支援で統一されるが委託可能か。	要介護から要支援になった利用者の状態が要支援と要介護を行き来するような場合は委託可能です。 その際は、包括が担当している要支援の利用者も一緒に委託をすることが条件となります。
8	R3.7.1	①委託要件について	過去5年以内に包括担当歴があるという要件に対して、委託開始から5年以上が経過した場合でも担当しているとみなし委託を継続することは可能か。	委託要件については、委託開始時に可否を判断するための要件であり、一度委託が開始されれば要支援である限り委託を継続することができます。
9	R3.7.1	②委託開始時期について	同居家族に要介護の利用者がいる場合の委託について、現状で条件に当てはまっている利用者はいつから委託を依頼してよいか。	本人、家族、居宅介護支援事業所の同意が得られれば、7月以降いつでも委託依頼可能です。 同居家族に要介護の利用者がいる場合の委託については、必ずしも介護認定の更新のタイミングでなくても構いません。
10	R3.7.1	②委託開始時期について	要支援の新規利用者で同居家族に要介護の利用者がいた場合、初めは包括が担当になるが、後々委託に切り替えるタイミングはいつになるか。	当面は包括で担当しますが、区切りになるタイミング（ケアプラン変更、介護認定更新など）で委託できることとします。 区切りになるようなタイミングがない場合でも、利用開始から一年経過していれば委託可能とします。
11	R3.7.1	③事業所契約について	現在、委託要件に該当するケースがない場合でも事業所間の契約を結ぶことができるか。	可能です。事前に委託契約を締結しておくことで、ケース発生時に円滑に業務委託を行うことができるため、ぜひ事前の契約についてご検討いただきたいと思います。
12	R3.7.1	③事業所契約について	予防支援用のケアプラン作成や給付管理等ができるシステムがなくても委託を受けることができるか。	システムがなくても必要な書式はExcelやWordで原本を用意していますので、それらをご活用ください。給付管理において、日割計算などが発生する場合等については、包括のシステムにて計算いたします。

	掲載日	区分	質問	回答
13	R3.7.1	④業務委託の流れについて	情報共有や連携を図るため電子連絡帳の活用（患者登録）を行ってよいか。また、活用が可能として、ケアプラン等のやりとりも同様に可能か。	本人の承諾が得られれば活用可とします。ケアプラン等のやりとりについても同様です。
14	R3.7.1	④業務委託の流れについて	介護支援専門員証の写しは、過去に提出したことのあるケアマネでも利用者毎に提出が必要か。	必要ありません。ただし、最初に提出した内容から変更がある場合は再度提出をお願いします（有効期限、姓名など）。なお、包括ごとに提出する必要もありません。
15	R3.7.1	④業務委託の流れについて	委託に関する利用者の意向は、どちらで確認するのか。	要介護から要支援となるケースについては、ケアマネから確認をいただきたいと思えます。同一世帯に要支援と要介護の利用者がいる場合については、要支援の利用者を包括がすでに担当しているので、包括から本人や家族へ委託の意向を確認します。また、利用者に確認をする前には、必ず包括とケアマネで事前調整をしておく必要があります。（先に利用者に話をした後、委託要件に該当しなかったり、ケアマネが件数的に委託を受けられなかったりした場合、利用者とのトラブルとなる恐れがあります。）
16	R3.7.1	④業務委託の流れについて	利用者から回収した預かり証はどのように管理すればよいか。	ケアマネの都合の良いタイミングで包括へ返却してください（ケアプラン原案提出時、担当者会議後の資料提出時など）。また、利用者が預かり証を紛失してしまった場合は再発行する必要はないので、その旨を包括に報告してください。
17	R3.7.20	④業務委託の流れについて	業務委託に伴い、介護保険証に居宅介護支援事業所名も記載されるか。	記載されません。担当元である包括名のみが記載されます。したがって、すでに包括が担当している場合は（同居家族が要介護である要件）、介護高齢課へ介護予防サービス作成依頼届出書を提出する際に介護保険証を添付する必要はありません。

	掲載日	区分	質問	回答
18	R3.7.1	⑤ケアマネジメントについて	要支援のサービス調整は居宅のケアマネがすべて行う必要があるか。（広域型と現行移行型等、要支援のサービスがよく分からないが…）	初回訪問時に包括職員が同行し、必要に応じ要支援のサービス等について説明します。
19	R3.7.1	⑤ケアマネジメントについて	7月更新に向けすでにアセスメントを完了しているが、委託となる場合、あらためて包括と同行しながらアセスメントをしなくてはならないか。	すでにアセスメントが完了している場合、あらためてアセスメントをする必要はありません。ただ、契約・重要事項等の説明などの手続きがありますので、一緒に訪問していただきたいと思います。（時間的な余裕がない場合には、サービス担当者会議と同日での調整も可とします。）
20	R3.7.1	⑥ケアプラン作成について	本人へ配布するケアプランはA3サイズでなければいけないか。事業所の印刷機でなければいけないか。事業所の印刷機がA4サイズしか対応していない場合は。	A4サイズでもかまいませんが、文字が小さいため、説明時に読み上げるなどしながら、利用者に伝わるよう適切な配慮をお願いします。
21	R3.7.1	⑥ケアプラン作成について	医療系のサービスについて、主治医の意見を確認するのは予防も同じか。	同じです。
22	R3.7.1	⑥ケアプラン作成について	診療情報提供書は使用してよいか。	使用して構いません。
23	R3.7.1	⑦請求について	要介護から要支援となり新たに委託することとなった場合、最初のサービス提供月について、初回加算と委託連携加算が算定できるか。	こうしたケースでは、初回加算と委託連携加算の両方を算定できます。 一方、夫婦世帯等に関するケースで、これまで包括において介護予防マネジメントを行っていた方を新たに委託する場合には、初回加算の算定はできませんが、委託連携加算については最初のサービス提供月に限り算定することができます。

	掲載日	区分	質問	回答
24	R3.7.1	⑦請求について	本人へサービス利用票、サービス事業所へサービス提供票を配付しなくてもよいか。	<p>包括では、基本的にサービス利用票とサービス提供票を配付していませんので、同様に配付いただかなくて結構です。</p> <p>ただし、限度額を超過した月やショートステイ利用時などには配付をしていますので、こうした場合には、包括にてサービス利用票及び提供票を作成しますので、ご連絡ください。</p> <p>また、サービス利用票及び提供票の配付について判断に迷う場合には包括担当者にご相談ください。</p>
25	R3.7.1	⑦請求について	サービス利用実績について、どのように報告すればいいか。独自の帳票で報告することも可能か。	<p>実績の報告については、ケアマネの負担が増えないようサービス事業所から送られてくるサービス提供票等の写しを包括に提出いただくことを想定しています。</p> <p>独自の帳票については、利用の有無（利用状況を含む）・日割の発生等が分かるものであればそれを活用しても構いません。</p>
26	R3.7.1	⑦請求について	サービス事業所からの実績は、包括、居宅介護支援事業所どちらに届くようにするのか。バラバラに送られてくると給付管理に混乱が生じる可能性があるがどうか。	<p>包括ではなく居宅介護支援事業所に届くようにすることを原則とします。混乱を生じさせないためにも、ケアマネから担当者会議等の際に、サービス事業所職員へその旨を伝えてください。</p>
27	R3.7.1	⑧書類管理について	基本情報シートについて、居宅介護支援事業所の様式に本人署名欄がない場合、欄外などに署名をもらう必要があるか。または包括が提供する（署名欄がある）様式を使用しなければいけないか。	<p>居宅介護支援事業所の使用する様式にしたがって、署名なしでもかまいません。</p>

	掲載日	区分	質問	回答
28	R3.7.20	⑧書類管理について	同居家族に要介護の利用者がいる場合の委託について、重要事項説明書に委託先事業所名を追記する際、すでに配布済みの重要事項説明書に追記すればよいか。	配布済みの重要事項説明書に追記すればよいです。その際、欄外に追記した日付けも記入してください。 なお、重要事項説明書を紛失されていた場合は新しく取り直し、署名と押印もいただいでください（日付けは取り直した日）。
29	R3.7.20	⑧書類管理について	基本チェックリストについて、署名をもらう必要があるか。	署名なしでもかまいません。
30	R3.7.1	⑨その他	要介護から要支援となっても担当ケアマネが変わらない場合、利用者からこれまでと同じ対応（例えば月1回のモニタリング等）を求められる可能性があるため心配。	初回訪問時には、包括職員が同行し、契約に関する説明・手続きを行うため、その際に、介護と支援の対応の違いについて包括職員から説明させていただきます。
31	R3.7.1	⑨その他	委託をしている利用者の介護認定や負担割合が更新された場合、その都度介護保険証や負担割合証の写しを包括へ提出するか。	その都度提出してください。その際は、本人や家族に包括へ写しを提供することを伝え、承諾を得てください。
32	R3.7.1	⑨その他	予防支援に関するサービス事業所の一覧表はどこで手に入ることができるか。	豊川市介護保険関係事業者連絡協議会ホームページにサービス事業者一覧表が掲載されていますので活用してください。
33	R3.7.30	⑧書類管理について	サービス事業所が作成する個別のサービス計画書は包括と居宅介護支援事業所のどちらが管理するのか。	包括と居宅介護支援事業所どちらも計画書を保管します。サービス事業所から居宅介護支援事業所のケアマネに計画書を提出していただき、ケアマネから包括へコピーを提出してください。
34	R3.8.19	④業務委託の流れについて	要介護から要支援となり委託することは決まったが、区分変更を希望され暫定対応となる場合、委託関係の手続きはどのタイミングで行うべきか。	原則として暫定対応になる前に手続きを行います。ただし、利用者の負担や要支援になる可能性を考慮し、区分変更の結果後に手続きを行うことが望ましいと判断された場合はそのかぎりではありません。 なお、区分変更の結果後に手続きを行う場合は、必ず暫定対応になる前に本人や家族へ結果が要支援だった場合は遡って委託することを説明し、了承を得てください。

	掲載日	区分	質問	回答
35	R3.8.20	④業務委託の流れについて	初回（引継ぎ）訪問の際に、居宅介護支援事業所（ケアマネ）にも重要事項説明書をいただけないか。	重要事項説明書については、利用者及び家族に介護予防支援等の内容を説明するためのもので、基本的にはお渡しいたしません。 ただし、重要事項説明書の見本をお渡しすることはできますので、必要に応じて申し出てください。
36	R3.11.4	④業務委託の流れについて	介護認定更新申請後の流れについて、居宅介護支援事業所（ケアマネ）は進捗状況の確認や結果が要支援だった場合の認定資料の受け取りができるのか。	（介護高齢課確認済み） 進捗状況および認定結果の確認は居宅介護支援事業所（ケアマネ）でも可能ですが、結果が要支援だった場合の認定資料の受け取りはできません。したがって、居宅介護支援事業所（ケアマネ）から包括へ認定結果を報告していただいたのち、包括が認定資料を介護高齢課から受け取り、写しを居宅介護支援事業所（ケアマネ）へお渡しいたします。